

精神障害者早期退院支援事業補助金に関するQ&A（R8.4.1から）

用語について

【事業者等】

地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

【委員会等】

医療保護入院者退院支援委員会及びその他の医療保護入院期間中に地域生活に移行するための会議

1. 補助対象

Q1 補助対象となる事業者等について教えてほしい。

A1 事業者等とは、以下のものをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年6月24日厚生省令第31号）第15条の5に規定する地域援助事業者
 - ② 障害福祉サービス等事業者
 - ③ 訪問看護ステーション
 - ④ クリニック
 - ⑤ その他医療保護入院者の退院後の生活において特に必要であると認められる者
- ※ 具体的には、別紙「地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者の主な例」を参照してください。
- ※ 行政機関や家族及びそれに準ずる者（後見人等）は補助対象外です。
- ※ 別紙記載のもの以外にも補助対象となる場合がありますので、御不明な点等ございましたら、精神保健医療課（03-5320-4464）までお問い合わせください。

Q2 都外の事業者等が委員会等に出席する場合、補助対象となるか。

A2 （入院患者が）都内に退院する場合は、補助対象とします。

Q3 区市町村の委託をうけている事業者等は補助対象となるか。

A3 区市町村の委託事業の内容にもよりますが、補助金を受け取ることができるかと

うかは、委託元の区市町村に確認をしてください。

※ 区市町村から委託を受けた事業者等が、委託業務として会議等に出席し、それに対して委託事業から支払いがあるといった場合に、病院が事業者等に報酬等を支払うことは差し支えありませんが、その報酬等を都の補助金の対象とすることは、いわば公費の重複適用となるため好ましくないとの考えから、委託元の区市町村への確認を求めています。

Q4 委員会等をオンラインで開催した場合、これに出席した事業者等への報酬等は補助対象になるか。

A4 開催方法は問いませんので、補助対象として差し支えありません。
ただし、交通費については、病院へ集合することを想定して補助対象としていますので、オンラインでの出席の場合は、原則として補助対象としません。

2. 事業者等への支払いについて

Q5 委員会等に複数の事業者等が参加した場合、参加人数分の補助金の申請ができるか。

A5 病院が委員会等に出席した事業者等に報酬や交通費を支払った際に、1事業所当たり8,000円を上限として、申請することができます。

Q6 同一法人の指定特定相談支援事業所の担当者と指定一般相談支援事業所の担当者が参加した場合、「1事業所当たり8,000円」はどのように考えればよいか。

A6 「事業所当たり」で考えるため、指定特定相談支援事業所と指定一般相談支援事業所それぞれが対象となります。

その際は、領収書や委員会等の開催記録において、サービス種別がわかるように記載してください。

Q7 1つの事業者等から2名の参加があった場合、申請はどのようにしたらよいか。

A7 参加人数に関わらず、1事業所あたり8,000円としています。

Q8 病院と同一法人の事業者等が出席した場合、補助金の申請は可能か。

A8 可能です。

本人にとって必要だと思われる事業者等に出席していただき、本事業を活用してください。

Q9 1つの事業者等が1日に2つの委員会等に参加した場合、それぞれを補助金の対象として申請をすることは可能か。

A9 病院がそれぞれ事業者等にお支払いをしていれば、それぞれ8,000円を上限として申請してください。

3. 病院の事務手数料について

Q10 委員会等に事業者等の参加を予定していたが、当日急遽参加できなくなってしまった。病院の事務手数料のみの補助金申請は可能か。

A10 できません。

委員会等に事業者等が出席し、病院が事業者等に報酬等を支払った場合のみ、補助金の対象となります。

Q11 1日に複数回、補助対象となる委員会等を実施した。その際の病院の事務手数料はどのようになるか。

A11 病院の事務手数料は、1日につき9,530円となりますので、1日に複数回実施した場合も9,530円となります。(令和8年4月1日から)

4. 申請書類について

Q12 領収書の写しについて、決まった様式等はあるか。

A12 特に定めておりません。

病院が事業者等に支払ったことが分かる形であれば、様式は問いません。

Q13 領収書の宛名（支払先）はどのようにしたらよいか。

A13 個人宛てでも事業所宛てでもかまいません。

ただし、病院が事業者等に支払ったことが分かる形にしてください。

例：「医療保護入院者退院支援委員会に〇〇××が参加した報酬として」

Q14 病院が委員会等に出席した事業者等個人に支払い、源泉徴収をする場合、所得税額を含んだ金額で申請してよいか。

A14 所得税を含んだ金額で申請して構いません。

ただし、1事業所あたり8,000円を上限とします。

また、その際は、源泉徴収したことが分かるようにしてください。

Q15 開催記録について、決まった様式等はあるか。

A15 医療保護入院者退院支援委員会の場合は、審議記録を添付してください。

その他の地域生活に移行するための会議の場合は、開催日時や出席者、内容等、開催したことが分かる開催記録を添付してください。

なお、参考様式を設けておりますが、必要事項の記載があれば、法人で使用している様式でもかまいません。

Q16 交付申請の際に、補助対象期間に開催が想定される委員会等について、すべて記載するよう示されているが、予定していた委員会等を開催しなかった場合、どのような対応をすればよいか。

A16 交付申請は、あくまで開催予定の委員会等について申請いただくものです。

実際に開催した委員会等は、実績報告において報告いただければ結構です。

ただし、実績報告の額が交付申請の額を上回ったとしても、交付申請の額を超えた分についてはお支払することができませんので、交付申請時においては、期間内に開催の可能性のある委員会等はすべて記載いただくよう、御注意願います。

5. その他

Q17 補助金を申請するにあたり、病院が事業者等に支払う費用として、妥当な金額・内訳はあるか。

A17 委員会等に事業者等が出席するために必要な報酬及び交通費を支払った際に、8,000円を上限として補助します。
支払い金額や内訳については、病院ごとに決めていただいております。

Q18 都から補助金の交付を受けてから、病院が事業者等に支払うことは可能か。

A18 できません。
病院が委員会等に出席した事業者等に支払った費用（実績）に対して、補助します。